

幸手市保健師インターンシップ実施要領

令和6年12月26日 決裁

(目的)

第1条 この要領は、市が行う保健師を目指す学生を対象としたインターンシップ制度に関する基本的事項について定め、学生に就業体験の機会を与えることにより、学生の職業意識の向上や市政に対する理解を深めることを目的とする。

(対象者)

第2条 保健師助産師看護師法（昭和23年法律第203号）第19条の規定に基づく文部科学大臣が指定した学校または都道府県知事が指定した保健師養成所（以下「教育機関」という。）に就学中の者であって、保健師資格取得を予定している者とする。

(受入手続及び決定)

第3条 インターンシップによる就業体験を希望する学生の受け入れについては、次の各号のとおりとする。

- (1) 在籍する学生に就業体験をさせようとする教育機関の代表者は、幸手市保健師インターンシップ申込書（様式第1号）を作成し、提出するものとする。
- (2) 市長は、前号の規定に基づく申込書の提出があった場合は、受け入れの可否を決定し、幸手市インターンシップ受入可否決定通知書（様式第2号）により学校の代表者に通知するものとする。
- (3) 前号の規定により受け入れることが決定した場合は、市長と教育機関の代表者及び当該インターンシップの受け入れが決定した学生（以下「インターンシップ生」という。）の合意に基づき、幸手市保健師インターンシップ実施に関する覚書を締結するものとする。

(報酬等)

第4条 市は、インターンシップ生に対して、賃金、報酬及び手当等その他一切の金品を支給しない。

(身分)

第5条 インターンシップ生は、在籍する教育機関の学生としての身分を保有したまま就業体験を行うものとし、市の職員としての身分は有しない。

(服務)

第6条 インターンシップ生は、就業体験先の職務に専念し、法令等を遵守す

- るとともに、職員の指示に従わなければならない。
- 2 インターンシップ生は市の職務の信用を傷つけ、または不名誉となる行為をしてはならない。
 - 3 インターンシップ生は、就業体験において知り得た秘密を漏らしてはならない。また、就業体験終了後も同様とする。
 - 4 教育機関及びインターンシップ生は、就業体験の成果を第三者に対し発表しようとするときは、あらかじめ市の承認を得るものとする。
 - 5 インターンシップ生は、病気等のため予定された就業体験を受けることができない場合には、あらかじめ市及び教育機関にその旨を連絡しなくてはならない。ただし、やむを得ない場合については、事後速やかに市及び教育機関にその旨を連絡するものとする。

(事故責任等)

- 第 7 条 教育機関及びインターンシップ生は、就業体験期間中の事故等に備えて、傷害保険及び賠償責任保険に加入しなければならない。
- 2 市は、就業体験受け入れ先での安全確保にあたることとし、就業体験中における事故に関しては、教育機関及びインターンシップ生の責任において対応しなければならない。
 - 3 インターンシップ生が、故意または過失により市に損害を与えた時は、教育機関及びインターンシップ生は、市に対しその損害を賠償しなければならない。
 - 4 インターンシップ生が第三者に与えた損害等に関しては、市は一切の責任を負わない。
 - 5 インターンシップ生が第三者に与えた損害等により、市が第三者に対し損害賠償の責を負った場合は、教育機関及びインターンシップ生は当該賠償により市が被った損害の補填をしなければならない。

(就業体験の中止)

- 第 8 条 市は、インターンシップ生が前 2 条の規定に違反したとき、または就業体験を継続し難い事由が生じた場合は、就業体験を中止することができる。この場合、市は教育機関にその旨を通知する。

(報告)

- 第 9 条 インターンシップ生は、就業体験終了後、概ね 1 か月以内に幸手市保健師インターンシップ報告書(様式第 3 号)を作成し、市に提出しなければならない。